

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 26 年度(当初計画) 平成 29 年度(更新) 令和元年度(変更) 令和 2 年度(更新) 令和 3 年度(更新) 令和 5 年度(更新)
計 画 主 体	美 郷 町

美郷町鳥獣被害防止計画

(令和 5 年 4 月 1 日更新)

<連絡先>

担当部署名 美郷町役場農政課
所在地 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙
170番地10
電話番号 0187-84-4908
FAX番号 0187-85-3886
メールアドレス nousei@town.misato.akita.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、キツネ、ハクビシン、アナグマ、テン、イタチ、カワウ、ウソ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	秋田県美郷町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値（千円）
カラス類	被害数値は不明	
ツキノワグマ	リンゴ	2
	モモ	36
	スモモ	—
	プルーン	—
	水稲	—
イノシシ	水稲	30
	サツマイモ	0
	サトイモ	0
ニホンジカ	水稲	30
ニホンザル	—	0
タヌキ	スイートコーン	0
キツネ	—	0
ハクビシン	スイートコーン	0
アナグマ	スイートコーン	0
テン	—	0
イタチ	—	0
カワウ	ヤマメ等	0
ウソ	—	0

(2) 被害の傾向

【カラス類】

町内全域の農地での農作物等の被害のほか、ゴミ荒らしや糞被害等の生活環境被害が懸念される。農家から被害報告が寄せられているものの、自家消費用の野菜の被害が多いことから被害数値は金額・面積ともに把握できない。

【ツキノワグマ】

町内全域の山沿いの農地及び集落周辺に出没する状況にあり、6月～11月にかけて農作物等の被害が発生している。また、人家周辺にも出没し住民からの目撃情報も年々増えていることから、今後の出没状況によっては人身被害の発生も懸念される。

【イノシシ】

主に干畑地区及び六郷地区の山間部において水稻の小規模な被害が発生しているため、対策が必要と考えられる。また、集落付近での目撃情報が寄せられるようになっており、今後の出没状況によっては人身被害の発生も懸念される。

【ニホンジカ】

主に干畑地区及び六郷地区の山間部において水稻の小規模な被害が発生しているため、対策が必要と考えられる。

【ニホンザル】

町内で確認されている群れは無く、農作物等の被害は発生していないが、令和2年度及び3年度では干畑地区及び仙南地区においてハナレザルの目撃情報があり、状況に応じ対策が必要と考えられる。

【タヌキ】

農作物等の被害は発生していないが、家庭菜園等での小規模被害が多数報告されており、今後対策が必要と考えられる。

【キツネ】

農作物等の被害は発生していないが、家禽類等家畜への被害が想定されるため、状況に応じ対策が必要と考えられる。

【ハクビシン】

農作物等の被害は発生していないが、家庭菜園等での小規模被害や住家への侵入による被害が想定されるため、状況に応じ対策が必要と考えられる。

【アナグマ】

農作物等の被害は発生していないが、家庭菜園等での小規模被害や住家への侵入による被害が想定されるため、状況に応じ対策が必要と考えられる。

【テン】

農作物等の被害は発生していないが、家庭菜園等での小規模被害や住家への侵入による被害が想定されるため、状況に応じ対策が必要と考えられる。

【イタチ】

農作物等の被害は発生していないが、家庭菜園等での小規模被害や住家への侵入による被害が想定されるため、状況に応じ対策が必要と考えられる。

【カワウ】

農作物等の被害は発生していないが、荒川において多数目撃されており内水面漁業への被害が想定されるため、状況に応じ対策が必要と考えられる。

【ウソ】

農作物等の被害は発生していないが、公園等の桜への被害が想定されるため、状況に応じ対策が必要と考えられる。

(3) 被害の軽減目標

目標年度における被害額について、現状値から10%程度の軽減を目標とする。

現状値は、前計画期間の最終年度である令和4年度の被害が例年に比べて極端に少なかったため、前計画期間の平均値とする。

指標		現状値 (令和2年～令和4年度平均値)	目標値 (令和7年度)
リンゴ モモ 水稲	ツキノワグマ	(千円) 101	(千円) 90
	イノシシ	207	186
	ニホンジカ	30	27
被害面積	ツキノワグマ	(ha) 0.02	(ha) 0.018
	イノシシ	0.98	0.88
	ニホンジカ	0.10	0.09

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	美郷町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による銃器及び箱わな（檻）による捕獲の実施。出没時の広報車による巡回及び広報、チラシ、看板等による注意喚起。	捕獲体制について、実施隊員の高齢化が顕著であり、担い手の確保、育成が必要である。 捕獲について、箱わな及び銃器により実施しているが、わなを警戒し入らない場合も見られるため、誘引方法の改良、設置箇所の検討が必要となる。 イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、狩猟者の捕獲に関する知識と経験が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	主に銃器及び罠による捕獲による対策を講じており、防護柵の設置については個別農家の自主的な取り組みに任せている。	果樹園地において、端境期にモモ樹の被害が発生しているが、捕獲以外の対策は個別農家による自主的な対策が主であり、対策に差があるため、全体への普及が課題である。
生息環境管理その他の取組	「秋田県水と緑の森づくり税」事業の緩衝帯等整備事業により、野生鳥獣の出没が予想される地区への緩衝帯の整備を行っている。	緩衝帯の整備を必要とする森林について、所有者の同意が得られない場合、効果的な整備ができないおそれがある。 当該森林は所有者が山菜の採取等を行っている場合があり、理解を求めるとも限度がある。

(5) 今後の取組方針

【カラス類】

農地・人家周辺に飛来する個体を対象とし、銃器による捕獲や追い払いを行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲器材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

【ツキノワグマ】

農地・人家周辺に出没する個体を対象とし、銃器及び箱わなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲器材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

また、これまで農家の自主的な対策としてきた侵入防止柵について、特に被害の大きい樹園地において鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して整備を進めるほか、出没防止に関する情報提供等、対策の普及に努める。

【イノシシ】

農地・人家周辺に出没する個体を対象とし、銃器及びわなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲器材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

また、これまで農家の自主的な対策としてきた侵入防止柵について、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した整備の検討を進める。

【ニホンジカ】

農地・人家周辺に出没する個体を対象とし、銃器及びわなによる捕獲を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲器材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

また、これまで農家の自主的な対策としてきた侵入防止柵について、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した整備の検討を進める。

【その他鳥獣】

農地・人家周辺に出没する個体を対象とし、箱わなによる捕獲（鳥類においては銃器による捕獲や追い払い）を行い、被害の防止に努める。また、捕獲方法、捕獲器材についても随時検討、更新を行い効率的な活動実施に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

「美郷町鳥獣被害対策実施隊」を設置する。鳥獣被害対策実施隊員は、美郷地方猟友会の会員で構成し、町長が任命する。鳥獣被害対策実施隊のうち主として対象鳥獣の捕獲に従事する者は、対象鳥獣捕獲員として町長が指名する。ツキノワグマが出没した際に、速やかに対応できるよう連絡網を整備し、早期出動を可能とする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～ 令和7年	カラス類	銃器による捕獲・追払いを行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	ツキノワグマ	現有の箱わなによる捕獲を実施する。 必要に応じて銃器・箱わなによる捕獲・追払いを行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	イノシシ	関係機関と連携し、被害の把握に努める。 必要に応じて銃器・わなによる捕獲・追払いを行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	ニホンジカ	関係機関と連携し、被害の把握に努める。 必要に応じて銃器・わなによる捕獲・追払いを行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	ニホンザル	関係機関と連携し、被害の把握に努める。 必要に応じて銃器・わなによる捕獲・追払いを行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	タヌキ	箱わなによる捕獲を行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	キツネ	箱わなによる捕獲を行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	ハクビシン	箱わなによる捕獲を行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	アナグマ	箱わなによる捕獲を行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	テン	箱わなによる捕獲を行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	イタチ	箱わなによる捕獲を行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	カワウ	銃器による捕獲・追払いを行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。
	ウソ	銃器による捕獲・追払いを行う。 必要に応じて捕獲器材の導入を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【カラス類】 農地・人家周辺に出没する個体を対象とし、銃器を用いて計画的な駆除を実施する。</p>
<p>【ツキノワグマ】 農作物被害が発生した場合や人身被害が発生する危険が予想される場合は関係団体と連携を図り、秋田県が定める「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）」の個体管理数に基づく捕獲とする。</p>
<p>【イノシシ】 「秋田県第二種特定鳥獣計画（第2次イノシシ）」の個体数調整に基づく捕獲とする。</p>
<p>【ニホンジカ】 「秋田県第二種特定鳥獣計画（第2次ニホンジカ）」の個体数調整に基づく捕獲とする。</p>
<p>【ニホンザル】 「秋田県第二種特定鳥獣計画（第5次ニホンザル）」の個体数調整に基づく捕獲とする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
カラス類	16羽	16羽	16羽
ツキノワグマ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）に基づく		
イノシシ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次イノシシ）に基づく		
ニホンジカ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次ニホンジカ）に基づく		
ニホンザル	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ニホンザル）に基づく		
タヌキ	—	—	—
キツネ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
アナグマ	—	—	—
テン	—	—	—
イタチ	—	—	—
カワウ	—	—	—
ウソ	—	—	—

※カラス類については、令和2年度～令和4年度における有害鳥獣捕獲実績の平均値をもとに捕獲計画数を定めた。

捕獲等の取組内容

【カラス類】

町内の被害状況や生息状況の把握に努め、被害防止対策や適切な捕獲計画を行う。被害防止対策を講じても被害の軽減・防止ができない場合は、鳥獣被害対策実施隊を中心に銃器による駆除を実施する。

【ツキノワグマ】

鳥獣被害対策実施隊を中心に、被害の発生が多い6～11月にかけて、被害の発生が懸念される農地周辺や目撃の多い地区周辺において銃器及び箱わなによる捕獲活動を実施する。

【イノシシ】

融雪直後から農地への被害が懸念されるため、鳥獣被害対策実施隊を中心に、融雪後のわなの設置が可能となった時期から猟期までの期間において、出没が予想される地区付近の山林内において銃器及びわなによる捕獲活動を実施する。

【ニホンジカ】

被害状況、目撃状況に応じて捕獲方法、捕獲場所等を実施隊と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。

【ニホンザル】

被害状況、目撃状況に応じて捕獲方法、捕獲場所等を実施隊と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。

【タヌキ】

被害状況、目撃状況に応じて捕獲場所等を実施隊と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。

【キツネ】

被害状況、目撃状況に応じて捕獲場所等を実施隊と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。

【ハクビシン】

被害状況、目撃状況に応じて捕獲場所等を実施隊と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。

【アナグマ】

被害状況、目撃状況に応じて捕獲場所等を実施隊と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。

【テン】

被害状況、目撃状況に応じて捕獲場所等を実施隊と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。

【イタチ】

被害状況、目撃状況に応じて捕獲場所等を実施隊と協議の上、最も効果的と考えられる方法を実施する。

【カワウ】

町内の被害状況や生息状況の把握に努め、被害防止対策や適切な捕獲を実施する。被害防止対策を講じても被害の軽減・防止ができない場合は、鳥獣被害対策実施隊を中心に銃器による駆除を実施する。

【ウソ】

町内の被害状況や生息状況の把握に努め、被害防止対策や適切な捕獲を実施する。被害防止対策を講じても被害の軽減・防止ができない場合は、鳥獣被害対策実施隊を中心に銃器による駆除を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にはライフル銃が必要となるため、ライフル銃の使用に当たっては、安土(あづち:バックストップともいう。)の確認を徹底すると共に使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマ(人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る) ・カラス類 ・ハクビシン

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	電気柵:L=1,220m	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	侵入防止柵の管理は設置した農家の自主管理とする。	侵入防止柵の管理は設置した農家の自主管理とする。	侵入防止柵の管理は設置した農家の自主管理とする。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

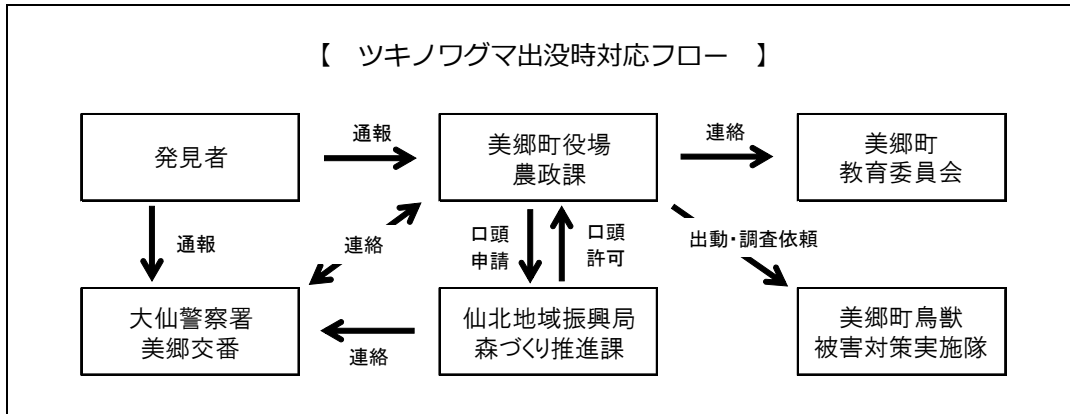
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～ 令和7年	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<p>出没の多い地区付近の森林について、「秋田県水と緑の森づくり税」事業を活用して緩衝帯の整備を計画的に実施する。</p> <p>また、里山の整備として森林環境譲与税事業により経営計画等森林整備の計画のない森林について経営管理権集積計画の策定を進め、林業事業体または町が間伐や下刈り等の整備を行う。</p> <p>農作物被害及び人身被害の防止のため、町鳥獣被害対策協議会を中心に集落内及び農地の点検を通じ、住民及び農家に対し鳥獣被害防止のための必要な助言を行うほか、ツキノワグマの目撃情報の提供があった場合は、防災無線及び防災メール・広報車による巡回等による注意喚起を行う。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
秋田県仙北地域振興局農林部	鳥獣捕獲等の許可及び指導を行う。
大仙警察署美郷交番	銃器や火薬の使用に関する指導及び監督を行う。 目撃情報の提供、住民の安全確保や鳥獣捕獲等の助言及び指導を行う。
美郷町農政課	鳥獣捕獲等に係る事務及び指導・監督を行う。集落及び学校関係への周知、関係団体との連絡調整を行い住民の安全を確保する。
美郷町教育委員会	目撃情報をもとに児童・生徒の安全を確保する。
美郷地方猟友会	美郷町鳥獣被害対策実施隊の隊員として、付近警戒を通常以上に強化するとともに、必要に応じて捕獲作業にあたる。
美郷町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣捕獲員として捕獲を行う。被害防止対策を適切に実施し、住民の安全を確保し農産物等の被害を最小限に留める。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は「有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領（秋田県）」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	衛生基準を満たす処理施設がなく、対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から、食品としての流通・販売等は困難である。
ペットフード	対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から、流通・販売等は困難である。
皮革	対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から、流通・販売等は困難である。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から、流通・販売等は困難である。

(2) 処理加工施設の取組

対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から、食品としての流通・販売等は困難であるため、現計画策定時点では処理加工施設の取組予定はない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から、食品等としての流通・販売等は困難であるため、現計画策定時点では取組予定はない。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	美郷町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
秋田県仙北地域振興局農林部	鳥獣被害対策についての提言及び助言などの情報提供を行う。
大仙警察署美郷交番	銃器や火薬の使用に関する指導及び監督、鳥獣被害対策についての提言及び助言を行う。
美郷町農政課	事務局として協議会の会議等を開催し、構成機関の情報共有・連携を図るとともに、各事業を中心となって実施する。
美郷地方猟友会	鳥獣被害対策についての提言及び助言を行う。
秋田おばこ農業協同組合 美郷町営農センター	農作物被害情報の収集と農家への自主防除対策等の周知、緊急対応の指導・支援
秋田ふるさと農業協同組合 金沢営農センター	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
秋田県生活環境部自然保護課	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル管理計画

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

美郷町鳥獣被害対策実施隊は、美郷地方猟友会の会員35名以内で構成し、巡回や被害防止対策等の指導、対象鳥獣の駆除及び捕獲を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害のある近隣の市と連携し、状況の把握と被害の減少を目的とした協力体制づくりを推進するほか、高齢化が進む鳥獣被害対策実施隊員について担い手となる人材の確保を図る。
なお、被害防止計画は、必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。